

令和7年度

私立高校等の授業料支援のご案内

- ☑ 私立高等学校等就学支援金等（国の制度）
- ☑ 私立高等学校等授業料軽減助成金（都の制度）

私立高校等の授業料支援には**国と都の2つの制度**があります。
所得制限なく、年間49万円※まで受給することができます。
上限額（49万円）まで受給するためには、**両制度とも別に申請が必要**です。

保護者等の 年収目安	授業料の負担軽減（年 490,000円※まで）	
約910万円 以上	就学支援金等【国】 118,800円	都内在住の方が対象 授業料軽減助成金【都】 371,200円
約910万円 未満 ～ 約590万円 以上	118,800円	371,200円
約590万円 未満	396,000円	
		94,000円

令和7年度より就学支援金等（国の制度）の所得制限がなくなり、年収約910万円以上の方も国の制度の支給対象になります（■の部分）

- ※ 在学校の授業料（減免のある場合は、減免後の額）が上限となります。
- ※ 上記は全日制・定時制高校の補助額であり、通信制高校の補助額は異なります。

令和7年度は、就学支援金等（国の制度）は申請受付の開始時期が例年より遅くなる予定です。

両制度とも申請方法や時期などの詳細は、後日学校からお知らせします。

- 制度の詳細や申請方法等については、
（公財）東京都私学財団のHPでも随時更新予定です。
URL：https://www.shigaku-tokyo.or.jp/parents_index.html

